

2015年4月10日 全10頁

# 番号(マイナンバー)法改正法案、国会提出(1)

## 預貯金への付番に向けた法整備

金融調査部  
制度調査担当部長  
吉井 一洋

### [要約]

- 平成27(2015)年3月10日、個人情報保護法及び番号法の改正法案(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案)が通常国会に提出された。
- 同法案は、個人情報保護法の改正法案、番号法の改正法案及びこれらの関連法案からなる。個人情報保護法改正法案では、パーソナルデータの利活用に向けた、適切な規律の下での個人情報等の有用性確保と個人情報の保護の強化等を盛り込んでいる。番号法改正法案では、個人番号(マイナンバー)の利用範囲について金融分野、医療分野等への拡充を図っている。
- 本稿では、改正法案中の番号法改正法案(関連法案を含む)部分のうち、金融分野、即ち、預貯金への付番に係る部分を取りまとめる。

## 1. はじめに

個人情報保護法及び番号法の改正法案(関連法案を含む、以下同じ)のうち、個人情報保護法の改正法案のポイントとしては、下記の項目が挙げられている。

①個人情報の定義の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の定義の明確化(身体的特徴等が該当)</li> <li>・要配慮個人情報(いわゆる機微情報)に関する規定の整備</li> </ul>
②適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備</li> <li>・個人情報保護方針の作成や届出、公表等の規定の整備</li> </ul>
③個人情報の保護を強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーサビリティの確保(第三者提供に係る確認及び記録の作成義務)</li> <li>・不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設</li> </ul>
④個人情報保護委員会の新設及びその権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化</li> </ul>
⑤個人情報の取扱いのグロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の</li> </ul>

ーバル化	整備 ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
⑥その他改正事項	・本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出、公表等厳格化 ・利用目的の変更を可能とする規定の整備 ・取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

番号法の改正法案には、次の内容が盛り込まれている。

◎個人情報保護委員会の新設に伴い、特定個人情報保護委員会の規定を削除する等、個人情報保護法の改正に伴う規定の整備

◎金融分野における個人情報の活用

預金保険機構等が行う金融機関破たん時の預金保険制度等における債権額の把握に関する事務において個人番号を利用できるものとする。

◎個人番号の利用範囲・情報連携の範囲の拡充等

(1) 医療等分野その他の分野における個人番号の利用範囲・情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の範囲を拡充する。

(2) 地方公共団体が行う独自利用事務において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

本レポートでは、番号法の改正法案のうち、「金融分野における個人情報の活用」に関する部分についてとりまとめる。

## 2. 検討の経緯

### (1) 預貯金への付番の必要性

税法では、証券会社等に、顧客の証券取引について、各種支払調書等を所轄税務署等に提出することを義務付けている。生命保険の保険金の支払いについても、生命保険会社に支払調書の所轄税務署等への提出を求めている。税務当局は、これらの支払調書等を名寄せすることにより、個人の証券取引に係る取引金額や所得、支払われた保険金等を捕捉できる。2016年の番号法導入後は、これらの支払調書等に番号を記入することが義務付けられ、個人の証券取引に係る取引金額や所得、保険金等の捕捉が容易になる<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 原則、2016年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書（特定口座年間取引報告書は2016年分）から適用だが、既存の特定口座やNISA、みなし告知を適用している既存口座については、3年の猶予期間を設定。

これに対して、預貯金の場合は、個人が受け取る利子は税率 20%の源泉分離課税となっており源泉徴収の段階で納税が完了するため、支払調書等は提出されていない。そのため、2016 年以降の番号法導入後は、番号付の支払調書等が提出される証券取引や保険取引と、番号を記入した支払調書等の提出されない預貯金（の利子）との間で、所得の捕捉面でのアンバランスが生じることになる。

また、自営業者の事業所得については、基本的には、支払調書等は提出されておらず、番号法が導入されたとしても、取引金額や所得の捕捉は容易にならない。しかし、事業取引に伴う決済等は預貯金を通じて行われることからすれば、預貯金に番号を付して預貯金の情報を、(必要な際に) 把握できるようにすれば、事業所得の捕捉が、現在よりは容易になる。

上記に加え、平成 25 (2013) 年 8 月の社会保障制度改革国民会議報告書では、国民負担のあり方を「年齢別」から「負担能力別」に切り替えるため、番号制度を活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきとしている。

## (2) 政府の税制調査会での検討

政府の税制調査会では、マイナンバー・税務執行ディスカッション・グループを設けて、平成 25 (2013) 年 11 月から、税務における番号の利用の在り方の検討を開始し、平成 26 (2014) 年 4 月に論点整理をとりまとめ、公表した。この論点整理では、預金口座について、次のような対応が必要である旨を述べている。

◇社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバー<sup>2</sup>の付番について早急に検討すべきである。

◇その際、預金口座へのマイナンバー付番は、マネーロンダリング対策や、預金保険などでの名寄せ、災害時の迅速な対応といった場面でも、その効果が期待できるとともに、将来的に民間利用が可能となった場合には、金融機関の顧客管理等にも利用できるものとなることも踏まえた検討が必要である。

その一方で、次のような実務上の問題点も指摘している。

◇預金口座への付番については、個人預金の口座数が 10 億口座を上回るとされているなか、金融機関のコストや事務負担など、執行面の課題を十分に検討する必要がある。いわゆる休眠預金の扱いや、預金者からの番号告知を促すインセンティブ、付番に要する準備期間等の幅広い論点について、海外における取組も参考にしつつ、実態を十分踏まえて、実務的に検討を進めていくべきである。

<sup>2</sup> 番号制度の番号には個人番号と法人番号があるが、「マイナンバー」は一般的には個人番号を指す。法人番号には、個人番号のような利用の制限は設けられていない。

### (3) マイナンバー等分科会などでの検討

これらを踏まえ、政府の IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会の下に設けられたマイナンバー等分科会は、2014 年 5 月に取りまとめた中間報告で、下記の方向性を示した。

- ◆マイナンバーの利用範囲に、「預金保険法や犯罪収益移転防止法等に基づく、金融機関による顧客の名寄せ、本人確認及び口座名義人の特定・現況確認に係る事務」を追加する
- ◆上記の利用範囲追加や制度基盤を活用することについて、積極的かつ具体的に検討を進め、(2014 年の) 秋頃を目途に、検討状況を、(政府の IT 戦略を統括する) 政府 CIO に報告する。

その後、政府・民間関係者等の意見を踏まえて検討を重ね、「預貯金付番に向けた当面の方針(案)」<sup>3</sup>のとりまとめ、与党(自由民主党・公明党)の平成 27 年度税制改正大綱の公表などを経て、今回の改正法案の提出に至った。

## 3. 法案の内容

### (1) 概要

与党(自由民主党・公明党)の平成 27 年度税制改正大綱では、銀行等に対し、個人番号及び法人番号によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととされている。さらに、社会保障給付関係法、預金保険・貯金保険関係法令の改正により、社会保障給付事務や預金保険・貯金保険事務において、個人番号・法人番号が付された預貯金情報の提供を求めることができるようにすることとされている。

上記の大綱の内容は、今回の改正法案に反映されている。内閣府大臣官房番号制度担当室の解説資料(平成 27 年 2 月 16 日、以下「政府解説資料」という)<sup>4</sup>では、改正内容として次のような説明がなされている。

- ①預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ②金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査で、マイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

<sup>3</sup>平成 26 (2014) 年 12 月 19 日のパーソナルデータ検討会の提出資料 3「次期通常国会で個人情報保護法等と一括改正を予定しているマイナンバー法改正関係について(案)」(内閣府大臣官房番号制度担当室)の 3 ページ目に掲載されている。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dail3/siryou3.pdf>

<sup>4</sup>第 8 回 マイナンバー等分科会 資料 2「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(概要) <マイナンバー法改正部分>」(平成 27 年 2 月 16 日 内閣府大臣官房番号制度担当室)  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon\\_bunka/number/dai8/siryou2.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai8/siryou2.pdf)

政府解説資料に含まれている財務省の説明資料では、上記の実施のために、番号法、国税通則法、社会保障給付関係法律、預金保険関係法令の改正を行う旨を示している。

## (2) 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金合算への活用

政府解説資料の財務省説明資料では、預金保険機構を、番号法上の「個人番号利用事務実施者」<sup>5</sup>と位置付け、マイナンバーの利用を可能とすることとされている（税務当局と社会保障給付当局は、現行法で利用可能と説明されている）。

番号法の改正法案では、下記の機関に対して、下記の事務処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができることとしている。

**図表 1 番号法改正法案における預金保険機構等による個人番号の活用範囲（対象事務）**

対象行政機関・地方公共団体・独立行政法人等	対象事務
預金保険機構	預金保険法による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であって主務省令で定めるもの
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であって主務省令で定めるもの

（出所）番号法改正法案に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

政府解説資料の財務省説明資料では、預金保険関係法令を改正し、預金保険機構が銀行等に対して番号付の預金情報の提供を求めることができる旨の照会規定等を整備することとしている。2の(3)で挙げた「預貯金付番に向けた当面の方針（案）」（以下「当面の方針（案）」）では、預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法の省令改正により、預金保険機構又は農水産業協同組合貯金保険機構が、金融機関の破たん時に（当該金融機関に対し）提出を求めることができる事項に、個人番号及び法人番号を追加することとしている。

上記により、当面の方針（案）で述べられていたとおり、金融機関等が個人番号関係事務実施者<sup>6</sup>と位置付けられ、預貯金者等に対して個人番号の告知を求めることができるようになる。

<sup>5</sup> 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、個人番号の利用範囲を定める番号法第9条の第1項（番号法別表1で規定）又は第2項（条例で制定）の規定により、その保有する特定個人情報（個人番号やこれに代わる符号付の個人情報）ファイルにおいて個人情報を効率的に検索・管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいい、個人番号利用事務実施者とは、当該事務を処理する者及びその全部又は一部の委託を受けた者をいう。

<sup>6</sup> 個人番号関係事務とは、個人番号の利用範囲を定める番号法第9条の第3項の規定により行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。例えば、源泉徴収義務者が法定調書に支払相手の個人番号を記入するなどの事務が該当する。個人番号関係事務実施者は、当該事務を処理する者及びその全部又は一部の委託を受けた者をいう。

ただし、番号法改正法案では、預貯金者には番号の告知義務は課されない<sup>7</sup>。

### (3) 銀行等における預金者情報等の管理への活用

政府解説資料の財務省説明資料では、銀行等に対して、照会に効率的に対応できるよう、預金情報を番号により検索可能な状態で管理する義務を課すこととしている。

番号法の改正法案とセットで国会に提出された国税通則法・地方税法の改正法案では、金融機関等に対して、政令で定めるところにより、預貯金者等情報を当該預貯金者等の番号（番号法の個人番号及び法人番号）により検索できる状態で管理しなければならないこととしている。預貯金者等情報とは、預貯金者等の氏名（法人の場合は名称）、住所・居所その他預貯金等の内容に関する事項であって財務省令・総務省令で定めるものをいう。

さらに番号法の改正法案によって、当該事務は、個人番号関係事務に追加されている。これにより、金融機関等は、個人番号関係事務実施者として、預貯金者等に個人番号の告知を求めることができるようになる。ただし、預貯金者には番号の告知義務は課されない<sup>8</sup>。

### (4) 社会保障給付関係の資力調査への活用

政府解説資料の財務省説明資料では、社会保障給付関係法律の改正によって、行政機関等が銀行等に対して番号が付された預金情報の提供を求めることができる旨の照会規定等を整備することとしている（税務当局は現行の番号法で対応可能）。具体的な規定方法として、当面の方針（案）では、対象となる社会保障給付関連法を番号法政令に規定することにより、社会保障制度の資力調査の際に個人番号を利用できる旨を明らかにすることとしていた。

番号法では、個人番号利用事務実施者に対して、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人・その代理人又は個人番号関係事務実施者に（個人番号を含む）特定個人情報を提供できることとしている。これに関して、同法の改正法案では、生活保護法第 29 条第 1 項、厚生年金保険法第 100 条の 2 第 5 項その他政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供できるのは、銀行その他の政令で定める者に対して提供するときに限る旨を新たに規定している。

ちなみに、生活保護法第 29 条第 1 項では、保護の実施機関及び福祉事務所長に対して、保護の決定・実施又は保護対象者の扶養義務者への支払請求・不正受給者への返還請求等のために必要があると認められる場合には、保護対象者や扶養義務者に関する所定の情報の報告を、銀行・信託会社・雇用主等に求めることができるとされている。

<sup>7</sup> 麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（平成 27 年 3 月 10 日）、第 189 回国会 衆議院 内閣委員会（平成 27 年 3 月 25 日）議事録などを参照

<sup>8</sup> 脚注 7 を参照

厚生年金保険法第 100 条の 2 第 5 項については、番号法改正法案に関連する改正案が示されている（図表 2 (1) 参照）。

その他政令で定める法律の規定については、政令の改正で手当てするものと思われる。

当面の方針（案）では、社会保障制度の資力調査の際、法律で銀行等に報告を求める対象に、個人番号を追加することとしていた。これに関しては、番号法の改正法案とセットで国会に提出された厚生年金保険法・国民年金法の改正法案に、規定が盛り込まれている。具体的には、次のページの図表 2 に挙げる資料・報告の内容に、個人番号を追加している。

**図表 2 銀行等による厚生労働大臣への報告事項への個人番号の追加**

**（番号法改正法案に関連する厚生年金保険法・国民年金法改正法案による）**

資料の提供・報告を求めることができる場合	資料・報告の内容	資料提出・報告を求めることができる者	資料提出・報告を行う者
(1) 第 1 号厚生年金保険被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要がある場合	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第 1 号厚生年金被保険者</li> <li>●健康保険・国民健康保険の被保険者</li> <li>●上記被保険者であった者</li> </ul> <p>対象となる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●氏名            ●住所</li> <li>●<u>個人番号（追加）</u></li> <li>●資格の取得・喪失の年月日</li> <li>●勤務又は収入の状況その他の事項</li> </ul>	厚生労働大臣	<p>資料提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●官公署</li> <li>●健康保険組合</li> <li>●国民健康保険組合</li> </ul> <p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●銀行、信託会社その他の機関</li> <li>●事業主その他の関係者</li> </ul>
(2) 国民年金の資格又は保険料に関し必要がある場合	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民年金の被保険者</li> <li>●国民年金基金の加入員</li> <li>●農業者年金の被保険者</li> <li>●国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法の短期給付※を受ける組合員</li> <li>●私立学校教職員共済法の短期給付※を受ける加入者</li> <li>●健康保険・国民健康保険※の被保険者</li> <li>●上記被保険者・加入者であった者</li> </ul>	厚生労働大臣	<p>書類の閲覧・資料の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●官公署</li> <li>●国民年金事務組合</li> <li>●国民年金基金</li> <li>●国民年金基金連合会</li> <li>●農業者年金基金</li> <li>●共済組合等</li> <li>●健康保険組合</li> <li>●国民健康保険組合</li> </ul> <p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●銀行、信託会社その他の機関</li> </ul>

	<p>※これらは、公的医療制度（75歳未満）を指す。</p> <p>対象となる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●氏名</li> <li>●住所</li> <li>●<u>個人番号（追加）</u></li> <li>●資格の取得・喪失の年月日</li> <li>●保険料・掛金の納付状況その他の事項</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者・加入者（被保険者・加入者であった者を含む）の配偶者、世帯主、その他の関係人</li> </ul>
(3) 国民年金の給付又は保険料に関する処分に関し必要がある場合	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民年金の受給権者</li> </ul> <p>対象となる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資産・収入の状況</li> <li>●厚生年金給付の支給状況</li> <li>●恩給法・労働者災害補償保険法等による給付の支給状況</li> </ul>	厚生労働大臣	<p>書類の閲覧・資料の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●官公署</li> <li>●共済組合等</li> <li>●旧厚生年金保険法施行令に基づく指定共済組合</li> <li>●健康保険組合</li> </ul> <p>報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●銀行、信託会社その他の機関</li> <li>●被保険者の雇用主その他の関係人</li> </ul>
	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者</li> <li>●被保険者の配偶者・世帯主</li> </ul> <p>対象となる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資産・収入の状況</li> </ul>		
	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害基礎年金等の受給権者</li> <li>●生活保護法による生活扶助等を受けている者</li> <li>●国立ハンセン病療養所・国立保養所等の入所者</li> <li>●上記のいずれかに該当していた者</li> <li>●生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている者</li> <li>●医療保険各法（船員保険法・国民健康保険法を除く）による被扶養者</li> </ul> <p>対象となる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●氏名</li> <li>●住所</li> <li>●<u>個人番号（追加）</u></li> <li>●その他の事項</li> </ul>		

（出所）番号法改正法案に関連する厚生年金保険法・国民年金法の改正法案に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

## (5) 犯罪収益移転防止法での利用は見送り

政府の税制調査会の論点整理やマイナンバー等分科会では、個人番号の利用範囲に、犯罪収益移転防止法等に基づく、「金融機関による顧客の名寄せ、本人確認及び口座名義人の特定・現況確認に係る事務」を追加する方向性を示していた。しかし、今回の改正法案ではこれは見送られた。

## 4. 施行時期

個人情報保護法及び番号法の改正法案の番号法関連の改正法案のうち、預貯金口座への付番に関わる部分の施行は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日とされている<sup>9</sup>。ただし、厚生年金保険法、国民年金法の改正法案は、平成 28（2016）年 1 月 1 日から施行することとされている。

当面の方針（案）では、預貯金への付番の促進のための措置として下記を挙げている。

- ◇ 官民を挙げて国民向け広報を展開する。
- ◇ 行政機関等においては、口座振替申請書に番号記載欄を設ける、公金振込口座にはすべて付番されるように取得した番号情報を金融機関に提供するなどの預貯金付番促進支援策について検討を行い、実施可能な施策を積極的に講じることとする。
- ◇ 金融機関における対応として、以下の内容を盛り込んだ事務ガイドラインを策定し、進める。
  - ・新規口座開設者からは口座開設時に顧客の番号を取得できるよう告知を求める。
  - ・既存口座については、顧客の来店時などに番号の告知を求める など

当面の方針（案）では、施行後 3 年を目途に、金融機関の実務や付番の状況等を踏まえ、既存口座への付番を官民挙げて集中的に進めるための方策につき、法改正も視野に前広な検討を行うこととしている。これを受け、番号法の改正法案では、施行後 3 年を目途として、下記について検討を加え、必要があれば、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じることとしている。

①金融機関又は農水産業協同組合が預貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策

②改正法の施行状況

預貯金者に番号の告知義務が無ければ付番が進まないのであれば、告知義務を課すことも検討される模様である。

<sup>9</sup> 当面の方針（案）では、平成 30（2018）年という仮の予定を示しつつ、施行期日については、金融機関のシステム対応等に必要な準備期間を確保できるよう関係者で協議することとされていた。

## 5. 金融証券税制における活用

平成 27（2015）年度の金融庁の税制改正要望では、個人番号について次のような要望を挙げている。

- (1) NISA 口座開設時の重複口座確認については、個人番号を用いることとし、住民票の写し等の提出を不要とすること
- (2) 金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等についても拡大すること。仮に預貯金口座への個人番号の付番を行う場合には、預貯金等へ損益通算範囲拡大を併せて行うこと

これらはいずれも、平成 27 年度税制改正では先送りされている。(1) については、金融庁の「平成 27 年度税制改正について-税制改正大綱における金融等関係の主要項目-」(平成 27(2015)年 1 月)において、平成 30（2018）年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう引き続き検討を行うこととされている。一方、(2) については、引き続き検討する項目とされているが、現段階では導入の目途は立っていない状況である。

なお、平成 27 年度税制改正により、平成 28（2016）年 4 月 1 日から、ジュニア NISA が導入されるが、ジュニア NISA の場合は個人番号を提出して口座開設を行う。非課税適用確認書の申請書や口座開設届出書等に氏名、生年月日、住所に加え個人番号の記載が求められる。非課税適用確認書の申請書の提出時には、氏名・生年月日・住所・個人番号の告知とその確認が必要だが、その確認には、住民票の写し以外に、個人番号カードや署名用電子証明書等を用いることもできるようになる。また平成 28（2016）年分以降のジュニア NISA の年間取引報告書には、個人番号も記載される。